

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		病院等未開設の医療法人設立認可の取消処分	
根拠条例・規則名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例	
条 項		第 6 5 条、別表第 1 3 項第四の第 1 5 号	
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 地域医療課（電話：048－829-1292）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			